

5 地方公営企業の今後の課題等

(決算概況)

本県の市町村公営企業における決算規模は、主に補償金免除繰上償還の影響により、前年度に比べ増加となった。

経営状況については（建設中の事業を除く。）、黒字事業は 172 事業となっているが、収益的収入への一般会計からの基準外繰入金を差し引いた場合の黒字事業は 119 事業となっている。

企業債残高は平成 17 年度から減少傾向に転じている。

(今後の課題)

住民の生活水準向上のため、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供するという大きな役割を果たしている地方公営企業であるが、「企業の経済性」を発揮して初めて「公共の福祉」を達成できることを認識し、事業の見直し、料金の適正化に加えて民間的経営手法の導入や経営基盤強化のための経営計画の策定、住民への積極的な情報開示等の経営努力が求められている。

今般、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、個々の公営企業についても経営健全化基準及び経営健全化のスキームが設けられるとともに、普通会計に公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率等が新たに設けられ、平成 20 年度から指標を公表し、平成 21 年度以降健全化のスキームが本格的に適用されることとなった。

また、病院事業においては、「公立病院改革ガイドライン」が策定され、病院事業経営の改革に総合的に取り組むことが要請された。

これにより、より一層、積極的な行政改革の推進へ取り組むことが求められ、民間的経営手法の導入促進、中期経営計画の策定、業績評価の実施、給与及び定員管理の適正化、サービス供給の在り方を含めた経営の総点検に早期に取り組み、他会計からの繰入金に過度に依存しない、中長期的に自立・安定した経営基盤を築いていくことが重要になっている。

なお、経営改革にあたっては、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成 16 年 4 月 13 日付け総務省自治財政局長通知。平成 17 年 8 月 25 日一部改正。）、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日付け総務省自治財政局公営企業課長他通知。平成 19 年 6 月 6 日一部改正。）等を活用されたい。